

三田メディアセンター利用規則

平成 16 年 6 月 14 日制定

平成 16 年 6 月 14 日施行

平成 17 年 6 月 14 日改定

平成 25 年 6 月 14 日改定

第1章 総則

第1条 (趣旨) この規則は、三田メディアセンターの利用についての必要事項を定める。

第2条 (開館日) 三田メディアセンターは次の1号から7号に掲げる日を除き開館する。
(1) 日曜日
(2) 「国民の祝日に関する法律」で定められた休日
(3) 塾の創立記念日(4月23日)
(4) 福澤諭吉誕生日(1月10日)
(5) 夏季および冬季休業中の一定期間
(6) 入試期間中および三田祭期間中の一定期間
(7) その他特別に所長が定めた日
上記第1号から6号に該当する日でも、臨時に開館する場合がある。

第3条 (開館時間) 開館時間は次の各号による。
(1) 平日 8:45～22:00 (閉講期20:00)
(2) 土曜 8:45～18:00
ただし、やむを得ない事情により上記各号を変更する場合がある。なお、臨時に開館する場合の開館時間はその都度定める。また、旧館および各サービス窓口の利用時間は、別途慶應義塾図書館のウェブサイトに掲載するものとする。

第4条 (利用者) 三田メディアセンターを利用できるのは、次の各号に掲げる者とする。
(1) 慶應義塾専任教職員およびそれに準ずる者
(2) 慶應義塾大学の学生およびそれに準ずる者
(3) 塾員およびそれに準ずる者
(4) 他の図書館の依頼により所長が許可した者
(5) その他所長が許可した者

第5条 (手続き) 前条各号に規定する者が図書館を利用する際には、入館・利用に際してそれぞれに定められた手続きを必要とする。手続きは、別途慶應義塾図書館のウェブサイトに掲載するものとする。

第2章 利用

第6条 三田メディアセンターは次の各号に掲げるサービスを提供する。

- (サービス範囲)
- (1) 資料の閲覧
 - (2) 資料の館外貸し出し
 - (3) 相互貸借
 - (4) レファレンス
 - (5) 他館への紹介
 - (6) コンピュータおよびAV機器の利用
 - (7) 複写
 - (8) その他

第7条 (利用制限) 前条の各号に定めるサービスの提供は、第4条の各号に定める利用者の身分によって制限を受けるが、その詳細に関しては、別途慶應義塾図書館のウェブサイトに掲載するものとする。

第8条 (返却要請) 貸し出し期間内であっても、次の各号に該当する場合は直ちに資料を返却しなくてはならない。

- (1) 貸し出しを受けた者が第4条各号で定める資格を失った場合
- (2) 専任教職員が停職になった場合
- (3) 学生が停学になった場合
- (4) 終了日が返却期限を超える海外留学、海外研究休暇がある場合
- (5) その他所長が必要と認めた場合

第3章 補則

第9条 (遵守事項) 利用者は三田メディアセンターの利用に際し、慶應義塾図書館のウェブサイトに掲載されている「注意事項」を遵守すると同時に、係員の指示に従わねばならない。

第10条 (破損・紛失) 三田メディアセンターの利用に際して、施設、図書、機器・備品を破損・汚損、紛失した場合には、利用者はその状況をただちに報告するとともに、その損失を原則として同等の現物もしくは相当の金額で弁済しなければならない。弁済の詳細は、別途慶應義塾図書館のウェブサイトに掲載するものとする。

第11条 (延滞) 三田メディアセンターは、貸し出しを受けた者が、定められた期日までに返却しない時には、督促を行うと同時に、延滞料・貸し出し停止などの罰則を科すこととする。罰則の詳細は、別途慶應義塾図書館のウェブサイトに掲載するものとする。

第12条 (費用負担) 延滞図書の督促並びに回収に要した経費は、督促を受けた者の負担とする場合がある。

第13条 (入館禁止) 所長は、この規則を遵守しない者の図書館利用を停止ないしは禁止することができる。

第14条 この規則の改廃は、三田メディアセンター運営会議の議を経て、三田メディア
(規則の改廃) センター協議会に諮問し、決定する。

付則（平成16年6月14日）

この規則は、平成16年6月14日より施行する。

付則（平成17年6月14日）

この規則は、平成17年6月14日より施行する。

付則（平成25年6月14日）

この規則は、平成25年6月14日より施行する。